

I . 進学について

大学院（博士前期課程（修士課程）と博士後期課程）

技術革新によって産業のハイテク化が進む中で、企業の技術者に求められるニーズはますます多様化、高度化していきます。とりわけ、技術者が日進月歩の知識を吸収し、より新しい技術を生み出す能力を維持するには、いまや4年間の大学教育だけでは対応しきれない時代になっています。

卒業時の技能や知識に加え、それをより総合的に高めていくための継続教育が、改めてクローズアップされているのです。

実際、産業界の第一線で最先端の研究に従事する技術者の多くは、大学院修了者が多く、大学院における優れた指導のもとに能力、知識、工学的センスなどを磨くことが不可欠な要素になっているといっても過言ではありません。

こうした環境の中、本学では総合的な視野に立った、より高度な知識と研究能力を有する学生を養成するための大学院（博士課程・修士課程）を備えています。

本学大学院への進学を考えている方は、以下から最新の募集要項を確認しておきましょう。

大学院学生募集要項：「学生ポータル」→下部リンク集「大学院学生募集要項抜粋」

博士前期課程（修士課程）

学部卒業後も引き続き研究を続けたい学生にとって、大学院は理想的な環境であるといえます。博士前期課程（修士課程）は標準修業年限が2年と定められており、学部4年次の「プロジェクトデザインⅢ」の研究テーマから一貫して合計3年間の研究活動を行うことができます。（イノベーションマネジメント専攻を除く）

また、4年次の学生は博士前期課程（修士課程）の科目を16単位まで履修することができます。履修した科目は学部卒業に必要な単位には含まれませんが、大学院進学後は大学院授業科目の単位として修得した単位の一部または全部について単位認定が行われます。

手続きについては、p. 48『大学院科目の履修・単位認定の申請』を参照してください。

博士後期課程

大学院博士前期課程（修士課程）2年を修めたあと、さらに研究を深めたい場合には博士後期課程（標準修業年限3年）が用意されており、研究職・教育職へ進む道も開かれています。

大学院修了後の進路

将来、技術者として第一線で活躍するためには「どのような企業に入るか」だけでなく、「入社して何をしたいのか」ということが、とても大切なポイントになります。多くの企業で研究開発部門は、すでに修士課程修了者の採用が常識とも言われています。自分の能力を十分に発揮し、希望を実現するためには、大学院進学は欠かせないステップです。

高度な専門知識と応用能力を身につけた本学の大学院修了者は、研究開発の第一線で活躍し、その実績は各企業から高く評価されています。就職に際しても、指導教員の適切な助言や豊富な人脈を通してのバックアップは大きく、希望する企業、部門へ就職できる可能性が高くなります。

Ⅱ . 就職について

就職活動全般の支援は、進路開発センターが行っています。進路開発センターに関する詳しい紹介は「④施設」の「進路開発センター」(p. 82)を参照してください。

ここでは就職支援とインターンシップについて紹介します。

就職支援

就職活動では「自分を知ること」と「業界・企業・職種研究」が内定獲得の両輪となります。大学時代に身につけたことを、『自信を持って語ること』、『仕事に対する目的意識を明確に伝えること』が求められます。大学で学んだ専門分野の知識ばかりではなく、自分自身の人間力を磨き、視野を広くして臨んでください。

[進路開発センター HP](#) : 「学生ポータル」 → 下部リンク集「進路開発センター」

インターンシップ

インターンシップとは自らの専門に関連する企業や、興味・関心のある企業において在学中に一定期間、実践的な就業体験をすることです。

将来の仕事に関して“気づき”を得ることで、実際の就職活動に活かしていくことができるでしょう。参加の時期は3年次夏期休暇中が多いですが、1年次からも可能です。長期休暇を有効に過ごしてください。

[インターンシップ](#) : 「学生ポータル」 → 下部リンク集「インターンシップ」

Ⅲ . その他

専攻科・研究生

【専攻科】

本学では「精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導すること（学則第34条）」を目的として、専攻科を設置しています。専攻科の修業年限は1年と定められており、2年を超えて在学することはできません（学則第36条）。

大学院と同様に、募集要項が公開されています。

<http://www.kanazawa-it.ac.jp/nyusi/>

【研究生】

本学では、研究生の入学について以下のように規定しています。

■学部における研究生

本学の学生以外の者が、本学において、特定の専門事項について研究することを希望するときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある（学則第47条）。

本学の学部の研究生の入学資格は、高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

■大学院における研究生

本学の大学院の学生以外の者が、大学院において、特定の専門事項について研究することを希望するときは、大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる（院学則第46条）。

本学大学院の研究生の入学資格は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。